

外国人の不法就労防止に御協力を！

不法就労する外国人の存在は、労働面だけではなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって、様々な問題を引き起こしつつあります。また、不法就労している外国人自身も、賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な救済を受けられないなど人権上不当な取扱いを受けることがあります。

私たちがよりよい国際交流を推進し、社会の健全な発展を図るためには、この問題について正しく理解し、外国人の不法就労をなくすように心がけることが大切です。

つきましては、外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・外国人登録証明書などを見て在留資格・在留期限を確認するよう努めてください。（「短期滞在」等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません。）

働くことが認められていない外国人を雇った事業主に対しては、罰則（3年以下の懲役・300万円の以下の罰金）が適用されることがありますのでご留意願います。

なお、外国人の不法就労防止についてご質問がある場合は、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡入国管理局総務課 電話 092-623-2400

外国人を雇用する事業主の皆様へ

平成24年7月「新しい在留管理制度」導入後も

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。平成24年7月からは、日本に中長期間在留する外国人を対象とした「新しい在留管理制度」が導入され、外国人を雇用する際の確認方法がこれまでと変わるとともに、不法就労助長罪も見直されます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)

- ・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
- ・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

平成24年7月から「新しい在留管理制度」がスタートします。
外国人を雇用する際には **在留カード** を確認してください！

確認を怠るとどうなるの・・・？



3年以下の懲役、300万円以下の罰金を科せられることがあります。

在留カードの導入により就労できるかどうかの判別が容易になるとともに、外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。(改正入管法第73条の2)

在留カードを確認する際のポイントはこちら！

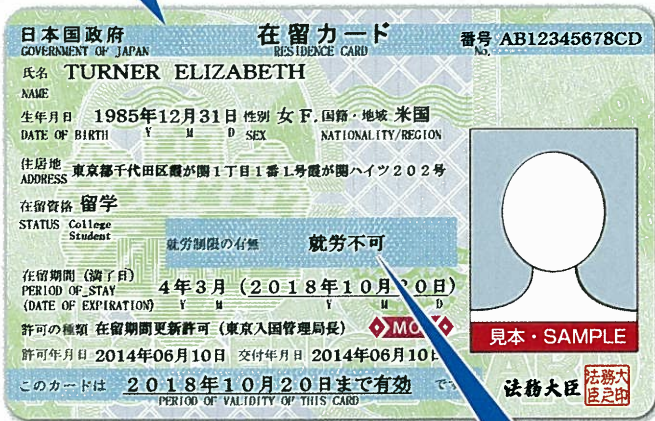


在留カードの確認ポイント

ポイント1 在留カードの有無を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。**特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。**

在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については下記をご参照ください。



ポイント2 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント3を確認する必要があります。

- ※一部就労制限がある場合→制限内容をよくご確認ください。①「在留資格に基づく就労活動のみ可」、②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)、③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)のいずれかの記載があります。
- ②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

ポイント3 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント2で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可」の欄に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限がありますので注意が必要です。

- 「許可 (原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
- 「許可 (資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

※在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

● 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方

上陸許可に伴って在留カードが交付されるのは、平成24年7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定され、それ以外の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印を行い、その近くに後日在留カードを交付する旨の記載がなされます。

● 在留カードへの切替えを済ませていない方

新しい在留管理制度導入後、一定の期間、外国人登録証明書は「在留カード」とみなされます。

● 「3月」以下の在留期間が付与された方

● 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日 8:30 ~ 17:15)

TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは 03-5796-7112)